

丸亀市教育委員会会議録

1 日 時 令和5年4月21日(金)
午後1時30分～午後2時10分
場 所 市役所3階 303・304会議室

2 出席委員

委 員	徳 永 秀 文
委 員	松 岡 舟
委 員	福 田 康 知
委 員	井 下 由 美
教育長	末 澤 康 彦

説明のため出席した者

教育部長	窪 田 徹 也
総務課長	吉 野 隆 志
学校給食センター所長	小 松 昌 徳
学校教育課長	岩 井 俊 明
幼保運営課長	黒 田 千 絵
文化財保存活用課長	東 信 男
書 記 総務課副課長	土 井 節 子
学校給食センター次長	浮 田 泰 秀
学校教育課副課長	西 山 晋 作
幼保運営課副課長	横 山 史 朗
市民生活部長	田 中 壽 紀
生涯学習課長	谷 本 智 子
生涯学習課副課長	後 藤 幸 功

3 傍 聴 なし

4 議 題

- 報告第 1 号 専決処分の報告について（丸亀市放課後子どもプラン運営委員会委員の解
嘱及び委嘱）
- 報告第 2 号 専決処分の報告について（情報公開）
- 報告第 3 号 専決処分の報告について（丸亀市学校給食センター運営委員会委員の解嘱
及び委嘱）
- 報告第 4 号 専決処分の報告について（丸亀市教育研究所運営委員会委員の任命）
- 報告第 5 号 専決処分の報告について（丸亀市立学校運営協議会委員の任命）
- 報告第 6 号 専決処分の報告について（丸亀市立小・中学校教務主任等の任命）
- 報告第 7 号 専決処分の報告について（丸亀市立小中学校事務グループリーダーの任命）
- 報告第 8 号 専決処分の報告について（丸亀市学校教育支援委員会委員の委嘱）
- 報告第 9 号 専決処分の報告について（丸亀市いじめ等専門委員会委員の委嘱）
- 報告第 10 号 専決処分の報告について（丸亀市立学校評議員の委嘱）
- 報告第 11 号 専決処分の報告について（丸亀市文化財保護審議会委員の委嘱）
- 報告第 12 号 専決処分の報告について（丸亀市生涯学習推進員の解嘱及び委嘱）
- 議案第 2 号 丸亀市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部改正について
- 議案第 3 号 令和 5 年度小学校教科用図書採択基準について

5 報告事項

教育委員会承認「共催・後援」の状況

6 会議録署名委員の選任

丸亀市教育委員会会議規則第 13 条第 3 項の規定に基づき、次の 2 名を会議録署名人に指名する。松岡 舟委員、徳永 秀文委員

7 議事の概要

午後 1 時 3 0 分 開会

丸亀市教育委員会会議規則第 11 条第 1 項ただし書に基づき、教育長が発議し、全委員の同意により、報告第 2 号及び議案第 3 号を非公開と決した。また、報告事項の審議後に非公開議事を行うことを委員全員了承した。

報告第 1 号 専決処分の報告について

（丸亀市放課後子どもプラン運営委員会委員の解嘱及び委嘱）

〔総務課長〕

専決処分の報告につきましては、丸亀市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱に基づき委

嘱している丸亀市放課後子どもプラン運営委員会委員のうち、令和5年4月1日付けの人事異動に伴い、市立小学校長の代表、関係行政機関の職員から辞任届が出されたため当該委員を解嘱するとともに、その残任期間について専決処分により後任委員を委嘱するものである。また、丸亀市放課後子どもプラン運営委員会において、委員から関係行政機関との連携強化について発言があり、社会教育委員関係部署である生涯学習課課長を新たに委員として委嘱したため、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第3条第2号に基づき教育委員会に報告するものである。

特になし

報告第3号 専決処分の報告について

(丸亀市学校給食センター運営委員会委員の解嘱及び委嘱)

[学校給食センター所長]

専決処分の報告につきましては、丸亀市学校給食センター条例第4条に基づき設置している丸亀市学校給食センター運営委員会委員のうち、令和5年4月1日付けの人事異動に伴い、市立小学校長の代表及びその他教育委員会が必要と認める者から辞任届が出されたため当該委員を解嘱するとともに、その残任期間について専決処分により後任委員を委嘱したので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第3条第2号に基づき教育委員会に報告するものである。

特になし

報告第4号 専決処分の報告について (丸亀市教育研究所運営委員会委員の任命)

[学校教育課長]

専決処分の報告につきましては、丸亀市教育研究所条例施行規則第5条の規定に基づき設置している丸亀市教育研究所運営委員会委員が、令和5年3月31日をもって任期満了となりましたので、市立学校長からの推薦などに基づき、専決処分により新たに令和5年4月1日から1年間、委員として委嘱したので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第3条第2号に基づき教育委員会に報告するものである。

特になし

報告第5号 専決処分の報告について (丸亀市立学校運営協議会委員の任命)

[学校教育課長]

専決処分の報告につきましては、丸亀市立学校における学校運営協議会に関する規則第8条に基づき設置している丸亀市立学校運営協議会委員が、令和5年3月31日をもって任期満了

となりましたので、対象学校長からの推薦に基づき、専決処分により新たに令和6年3月31日までの1年間、委員として任命したので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第3条第2号に基づき教育委員会に報告するものである。

特になし

報告第6号 専決処分の報告について（丸亀市立小・中学校教務主任等の任命）

〔学校教育課長〕

専決処分の報告につきましては、丸亀市立学校の管理運営に関する規則第15条から第20条までの規定に基づき任命している各小・中学校の教務主任及び学年主任、保健主事、生徒指導主事及び進路指導主事、現職教育主任、人権・同和教育主任、司書教諭について、令和5年4月1日付けの人事異動に伴う変更がありましたので、校長の意見を聴取し、専決処分により新たに令和6年3月31日までの1年間、任命したので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第3条第2号に基づき教育委員会に報告するものである。

〔教育長〕

斜線が入っている学校についての説明を願う。

〔学校教育課長〕

斜線のある学校のうち、報6-4から報6-9までの学年主任については、1学級のため主任を置かないこととなっているため、報6-11生徒指導主事については、本島小学校が小規模校であるため、また、報6-15については、11学級以下の学校には司書教諭を置かなくてよいためである。

〔委員〕

再任用の方が主任をされているが、主任手当は支給されるのか。

〔学校教育課長〕

確認してお答えする。

報告第7号 専決処分の報告について（丸亀市立小中学校事務グループリーダーの任命）

〔学校教育課長〕

専決処分の報告につきましては、丸亀市立小・中学校における事務の円滑かつ適切な処理を行うため、丸亀市立小中学校事務共同実施要領に基づき、各小中学校を東地区・西地区・南地

区・飯綾地区の4グループに区分し、各グループにグループリーダーを置いて、グループ内の事務職員に対する指導助言、書類審査、連絡調整等を総括していますが、令和5年3月31日をもってグループリーダーの任期が満了となりましたので、専決処分により新たに令和5年4月1日から1年間、グループリーダーを任命したもので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第3条第2号に基づき教育委員会に報告するものである。

特になし

報告第8号 専決処分の報告について（丸亀市学校教育支援委員会委員の委嘱）

〔学校教育課長〕

専決処分の報告につきましては、丸亀市附属機関設置条例に基づき設置している丸亀市学校教育支援委員会委員が、令和5年3月31日をもって任期満了となりましたので、専決処分により新たに令和5年4月1日から2年間、委員として委嘱したもので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第3条第2号に基づき教育委員会に報告するものである。

特になし

報告第9号 専決処分の報告について（丸亀市いじめ等専門委員会委員の委嘱）

〔学校教育課長〕

専決処分の報告につきましては、丸亀市附属機関設置条例に基づき設置している丸亀市いじめ等専門委員会委員が、令和5年3月31日をもって任期満了となりましたので、専決処分により新たに令和5年4月1日から2年間、委員として委嘱したもので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第3条第2号に基づき教育委員会に報告するものである。

〔委員〕

表の下から2番目の方について、昨年度は備考欄にスクールカウンセラーとあったが、今回は臨床心理士となっている。現在はスクールカウンセラーをしていないということか。

〔学校教育課長〕

していないと聞いている。

報告第10号 専決処分の報告について（丸亀市立学校評議員の委嘱）

〔幼保運営課長〕

専決処分の報告につきましては、丸亀市立幼稚園の管理運営に関する規則に基づき設置して

いる丸亀市立学校評議員について、丸亀市立本島幼稚園の再開に伴い、幼稚園長の推薦に基づき適任であると認めため、専決処分により新たに令和5年4月1日から1年間、委員として委嘱したので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第3条第2号に基づき教育委員会に報告するものである。

特になし

報告第11号 専決処分の報告について（丸亀市文化財保護審議会委員の委嘱）

〔文化財保存活用課長〕

専決処分の報告につきましては、丸亀市文化財保護条例第17条第3項の規定に基づき委嘱している丸亀市文化財保護審議会委員の任期が、令和5年3月31日をもって任期満了となりましたので、専決処分により新たに令和5年4月1日から2年間、委員として委嘱したので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第3条第2号に基づき教育委員会に報告するものである。

特になし

報告第12号 専決処分の報告について（丸亀市生涯学習推進員の解嘱及び委嘱）

〔生涯学習課長〕

専決処分の報告につきましては、丸亀市生涯学習推進員設置要綱に基づき地区コミュニティの推薦により委嘱している生涯学習推進員に関し、地区コミュニティからの推薦者に変更が生じたため、旧任者を令和5年3月31日付けで解嘱するとともに、新たに推薦を受けた者を、その残任期間について専決処分により委嘱したので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第3条第2号に基づき教育委員会に報告するものである。

特になし

議案第2号 丸亀市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部改正について

〔総務課長〕

丸亀市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部改正につきましては、3月定例会において丸亀市教育委員会に対する補助執行に関する規則の改正がなされたことに伴い、この規則を改正する必要が生じたため改正するものである。改正部分は第8条の事務分掌及び別表で、第8条では全課にわたって補助執行されたもののほか別表のとおりという表現に改め、別表についてはこれにより重複する部分を削除している。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

8 報告事項

教育委員会承認「共催・後援」の状況

[総務課副課長]

今回の承認の期間は令和5年3月18日から4月12日までで、8件の後援申請があり、うち1件を不承認とし、7件については、芸術、文化又はスポーツの振興、社会教育の向上など市民福祉の増進に寄与すると認められることから、承認済みである。このうち新規は1件。

①No.04151「第50回記念全日本レディースソフトテニス個人戦大会」は、(公財)日本ソフトテニス連盟他が主催し県下5市1町のテニスコート7会場で7月28・29日に開催されるもので、11ブロックの各種別で日本一を決定するとともに、全国の女性ソフトテニス愛好者の親睦と交流を図ることを目的としており、参加費は4千円である。

なお、不承認の1件は、過去に承認した際の事業完了報告書が未提出であり、また、団体としての活動実績が不明確であることから不承認とした。

特になし

[総務課長]

審議会委員委嘱等の議案提出の際、被委嘱者等の年齢を記載してきたが、今後は省略したいと考えている。これまで、年齢記載により、委員会等の構成年齢層が把握でき、委嘱の判断の参考になっていたと思うが、今後は個人情報保護の観点から、年齢記載を省きたい。審議の中で構成年齢層の質問があれば、担当課がお答えするのでご了承願いたい。

特になし

《関係者以外は退席する》

9 非公開審議の概要

報告第2号 専決処分の報告について（情報公開）

議案第3号 令和5年度小学校教科用図書採択基準について

《非公開審議のため内容不記載》

10 閉会

午後2時10分